

R7 生徒心得

1 清流館生として

- (1) 常に自覚と誇りを持ち、学習に励み、自律心と礼節を重んじる。
- (2) 互いを尊重し、自由と規律が調和した校風を築く。
- (3) 学校施設を大切に使い、清潔で安全な環境を維持する。
- (4) 公共の場でのルール・マナーを守り、他者から好感を持たれる対応や行動を心がける。

2 学校生活における服装・身だしなみ

制服着こなしガイドブックの内容を遵守し、清潔感のある身だしなみを心がける。

服装	学校指定の制服を正しく着用する。 ○スラックスまたはスカートを着用する。 ・スラックス着用時は、黒、紺または茶色のベルトをする。 ・スカート丈は膝の中央とする。 ○長袖シャツまたは半袖シャツを着用する。 ・ジャケット及びセーター着用時は、ネクタイまたはリボンを着用する。 ・セーターは学校指定のものを使用する。
頭髪	・清潔な髪型を保ち、パーマ、脱色や染色などの加工や装飾をしない。
靴 靴下	・革靴（標準型）または運動靴を着用する。 ・靴の色や形は派手なものを避ける。 ・靴下の色は、黒、紺または白とする。 （レッグウォーマー・ルーズソックス類、くるぶし丈ソックス、柄物は禁止） ・校舎内では、所定の上履きを使用する。
カバン	・学用品が十分に入り、丈夫で地味なカバンを使用する。 ・スポーツバッグやリュックサックも使用可能である。
その他	・集会や式典時の服装は、その都度指示する。 ・アクセサリ類（指輪、ピアス、ネックレスなど）は着用しない。 ・化粧、色付きリップ、アイプチ、つけまつ毛、カラーコンタクトなどはしない。 ・爪を着色したり、伸ばしたりしない。 ・登下校時は、制服の上に地味な色の防寒着を着用しても構わない。

3 校内生活

登下校と学校生活の基本

- (1) 時間にゆとりを持った登校を心がけ、5分前（8時15分）には教室に入る。
- (2) 欠席・遅刻・早退をする場合は、当日8時10分までに保護者から「きずなネット」で学校に連絡する。遅刻の場合は、職員室前で遅刻カードを記入し、指導を受ける。早退の場合は事後に帰着の報告をする。
- (3) 登校後、放課後までは許可なく校外に出ない。やむを得ない事情で外出する場合は、学級担任の許可を受け、外出許可証を携帯する。
- (4) 下校時間は午後5時30分とする。部活動は、顧問教師の指導のある場合のみ、活動時間を延長することができる。その場合は原則として午後7時までに完全下校とする。

校内でのルールとマナー

(1) 携帯電話については、以下のルールを守ること。

- ア 携帯電話の学校内への持ち込みを認める。ただし、登校し校舎に入る前に携帯電話の電源を切り、終業後、校舎の外に出るまで、カバンに保管する。(教員の指導による使用は除く)
- イ 携帯電話の使用は、校舎の外に限り、家庭への帰宅連絡、緊急時の連絡、部活動や習い事の連絡など最低限の目的に限る。不要な通話や通信、上記の目的以外の内容の連絡はしない。
- ウ 自転車運転中の携帯電話の使用は、交通法規違反であり、危険行為なので絶対にしない。
- エ 約束に違反した場合は学校の定める預かり指導・生活指導などに従う。

(2) 学校の許可なく金銭徴収、掲示、集会開催、印刷物の発行をしない。

(3) 教職員の許可なく火気を取り扱わない。

持ち物と施設の利用

- (1) 学校生活に直接関係のないものや貴重品、多額の現金などは持ってこない。
- (2) 各自の被服や所持品には必ず記名し、紛失がないようにする。物を紛失、拾得した場合は、速やかに教員に届け出る。
- (3) 校舎・校具は大切に取り扱い、万一破損した場合には速やかに教員に届け出る。
- (4) 土曜・日曜・祝祭日・年末年始休業日は、原則として校舎を使用しない。(教職員の管理下、指示のもとではこの限りではない。)

4 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 飲酒・喫煙・交通違反などの触法行為や、暴走行為などの反社会的行為は絶対にしない。
- (3) 不健全な飲食店、娯楽場、高校生にふさわしくない場所への出入りをしない。
- (4) 保護者に無断で外泊をしない。また保護者の了解のない夜間外出はしない。
(青少年保護条例で午後11時以降の外出は保護者同伴でも禁じられている。)
- (5) 事故を起こした場合や被害を受けた場合には、速やかに警察・保護者及び学校に連絡する。
- (6) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の運転免許取得は原則として許可しない。ただし、3年生で進路が内定し、取得が必要と認められた者については、普通自動車に限り、別途定める規定に基づいて許可する。
- (7) 生徒の本分は学業であり、アルバイトは原則禁止とする。ただし、高等学校等奨学給付金の受給資格を有する者、または児童福祉法に関する措置制度の対象となる者の中で、経済的な理由により、学校生活の継続が難しい場合は、生徒課に申し出る。
- (8) 長期休業中(夏休み・冬休み・3年生の家庭学習兼進路準備期間・春休み)の短期アルバイトについては、別途定める規定に基づいて許可する。

5 諸届け

所定の用紙にボールペンで記入し、許可が下りるまでに時間がかかる場合があるため、余裕を持って事前に申し出ること。

旅行	学割が必要な場合は1週間前までに旅行許可願(学割発行申込書)を提出する。 海外旅行をする場合は、海外旅行届を提出する。
長期休業中の 短期アルバイト	事前説明会に参加し、「アルバイト許可申請書」、雇用者の「雇入通知書」を提出後、生徒課で審査を行い、一定の条件を満たしているものに許可する。
普通自動車 運転免許	3年生で進路が内定し、普通自動車運転免許取得を希望する者は、事前に自動車学校入学許可願を提出して許可を受ける。

6 自転車通学について

- (1) 自転車通学（通学区間の一部を利用する生徒も含む）を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出し、許可を受ける。許可願提出後、学校で下記(2)と(3)および通学用自転車の確認を行い、基準を満たしている自転車にステッカーを貼付する。
- (2) 通学用の自転車は、年に1回、自転車安全整備士による点検を受け、「TS マーク*」の更新を行う。また、防犯登録（自転車の所有者情報と車体番号の紐づけ）を行う。
- (3) 自転車事故の賠償金の支払いが高額になる場合があるため、TS マークに加えて、任意の自転車保険（自動車保険の特約等を含む）に加入する。
- (4) 通学上の理由により、複数の自転車を使用する場合は、それぞれの自転車について自転車通学許可願を提出し、TS マークが貼付された自転車を使用する。
- (5) 通学用の自転車を変更する場合は、新たに自転車通学許可願を提出し、TS マークの確認とステッカーの再交付を受ける。
- (6) 交通ルールを遵守する。一時停止違反、無灯火運転、並進、二人乗り、傘差し運転、携帯音楽プレイヤーや携帯電話の使用等は厳禁。
- (7) 警察から自転車安全指導カード（黄色）を受け取った場合は、学校（学級担任と生徒課交通担当）に申し出て指導を受ける。

TS マーク（*日本交通管理技術協会の点検整備済証）について【有効期間は1年間】

TS マーク	TS マーク登録費 (整備料等別途)	賠償責任補償		傷害補償	
		死亡・傷害	死亡・重度後遺障害	死亡・重度後遺障害	入院 (15日以上)
緑色	自転車販売店ごと異なるので、 直接販売店に御確認下さい。	限度額1億円	—	一律50万円	一律5万円
赤色		—	限度額1億円	一律100万円	一律10万円
青色		—	限度額1,000万円	一律30万円	一律1万円

※TS マーク詳細は、日本交通管理技術協会の公式ホームページを参考

通学用の自転車規定について *自転車販売会社様はこちらをご参照ください。

事項	詳細
許可しない自転車	ミニサイクル、折りたたみ自転車、競技用自転車、マウンテンバイク、電動キックボードは禁止
電動自転車での通学	許可。バッテリー等の管理は各家庭で責任を持つ。
防犯登録の加入	必須（自転車の所有者情報と車体番号の紐づけ）
TS マーク(保険の加入)	必須（色は問わない、家庭で判断）1年更新で定期点検含む
任意保険の加入	必須、自転車保険（自動車保険の特約等を含む）に加入
ハンドル指定	改造ハンドル（アップハンドルなど）は禁止
リアキャリア(後ろの荷台)	指定なし
両立スタンド	必須（自転車置き場の構造上の理由により）
カラー	指定なし
フロントライト	オートライトを推奨するが、手動タイプでも良い。
反射板	自発光式の反射板もしくはオートテールランプ（暗くなると自動で赤い光が点滅）を推奨
カギ	ツーロック式を推奨
その他	・駐輪場の指定された場所に置き、必ず施錠をする。 ・雨天時は必ずカッパを着用する。 ・ヘルメット着用を推奨(令和5年4月1日より努力義務)

自転車安全指導カード（イエローカード）について

警察（交通安全指導員）から自転車安全指導カード（以下「イエローカード」）を受け取った場合は、以下の指導を行う。

- (1) イエローカードを受け取った生徒は、学校（学級担任と生徒課交通担当）に申し出る。
- (2) 生徒課交通担当は、反省文の用紙の裏にカードを添付し、該当生徒に渡す。
- (3) 該当生徒は反省文を記入し、保護者からのコメントをもらい、
担任 → 学年主任 → 交通担当 → 生徒課長 の順番で、確認印をもらう。
- (4) 複数回の違反者に対しては、別途指導を行う。※回数は１年ごとにカウントする。

２回目	学年主任指導		３回目	生徒課長指導（保護者召喚のもと）
４回目	自転車での通学を一定期間停止する。		５回目	自転車通学許可を取り消す。

その他

- (1) 協定に基づき、生徒課職員が各地区の警察署に出向き、指導された生徒の確認をする。
- (2) イエローカードを受け取ったにも関わらず、学校への申し出がない生徒には別途指導する。

アルバイト規定（長期休業中の短期アルバイト）

生徒の本分は学業であり、アルバイトは原則禁止とする。ただし、次に掲げる場合のみ、生徒課の審査を経て、届け出のうえ許可する。

1 長期休業中(夏休み・冬休み・3年生の家庭学習兼進路準備期間・春休み)の短期アルバイト

(1) 許可基準

- ア 学業成績において、成績不振者（５段階評価で１以下の科目を所有する者）でないこと。
- イ 就業内容が労働基準法・児童福祉法に反しないこと。
- ウ アルバイト先が風俗営業店・遊技場・居酒屋・その他危険を伴う職種でないこと。
- エ アルバイトをすることで学校行事や学校の教育活動(含む部活動)に支障をきたさないこと。
- オ 宿泊(住み込み)を要しないこと。
- カ アルバイト先が居住場所に近いこと。
- キ 直前の学期に生徒指導がないこと。
- ク その他、教育上不適当と認められる場合は許可しない。

※アルバイト期間については、夏休みは最大 20 日、冬休みおよび春休みは最大 10 日とする。

ただし、3年生の家庭学習兼進路準備期間については、その期間の半分程度を目安とする。

就労時間は、1日8時間、週40時間以内とし、夜間の勤務は午後7時までとする。

(2) 申請手続き

- ア 本人、保護者連署の「長期休業中アルバイト許可申請書」、雇用者の「雇入通知書」を担任に提出する。
- イ 生徒課で内容等を審議し、上記条件に合うと認められた場合は、校長決裁のうえ許可し、「アルバイト許可証」を発行する。
- ウ 就業中は「アルバイト許可証」を常時携帯すること。

(3) 許可の取り消し

生徒指導（校長訓戒以上）の対象になった者、またアルバイト許可基準に違反した者は許可を取り消す。

(4) 事後の提出書類等

アルバイト終了後、アルバイト報告書を提出するとともにアルバイト許可証を返却する。

携帯電話に関する規定

- 1 携帯電話の学校内への持ち込みを認める。ただし、登校し校舎に入る前に携帯電話の電源を切り、終業後、校舎の外に出るまで、カバンに保管します。（教員の指導による使用は除く）
- 2 携帯電話の使用は、校舎の外に限り、家庭への帰宅連絡、緊急時の連絡、部活動や習い事の連絡など必要最低限の目的に限る。不要な通話や通信、上記の目的以外の内容の連絡はしない。
- 3 この規定に反して、携帯電話を使用した場合は以下のように指導する。
（カバンに入れずに所持していた場合も預かる。）
1 回目は注意警告を行い、反省文の提出により一時預かりした携帯電話を返却する。
2 回目以降は1週間の学校への持ち込みを禁止（午前8時から終業まで学校で預かる）し、反省文の提出により返却する。
3 回目以降は、保護者召喚など、より厳しい指導を行う。（回数は1年ごとにカウントする。）なお、学校では預かり期間中の使用料などの損失補填などは一切しない。
- 4 本規定は、必要に応じて見直し、改訂する。
- 5 その他、以下の行為については生徒指導の対象となる場合がある。
 - (1) SNS の不適切利用（著作権・肖像権侵害、端末の不正利用や情報漏洩、誹謗中傷、不正アクセス行為など）
 - (2) 学習に直接関係のない行為（授業時間中や自習時間中のゲームや動画視聴、学習に関連しないアプリの使用など）

個人端末（クロームブック）使用規定

- 1 端末は授業および学習に関係した目的で使用する。
- 2 原則、授業中は教員の指示に従って使用すること。使用していない時は、パソコンを閉じた状態にすること。
- 3 休み時間など授業以外の時間においては、授業、委員会活動、または部活動に関連する場合のみ使用を許可する。その際は、他者の迷惑にならないよう配慮すること。
- 4 他人の端末を使用したり、貸し借りを行ったりしないこと。
- 5 端末の充電は家庭で行い、充電器やケーブルなどは各自で管理すること。
- 6 本端末を用いて、許可なく他者（生徒、教職員、来校者など）を撮影することは禁止する。
- 7 この規定に反した場合は、以下のように指導する。
1・2 回目は注意警告とし、反省文を提出する。3 回目以降の違反については、保護者召喚などのより厳しい指導を行う。（回数は1年ごとにカウントする。）
- 8 本規定は、必要に応じて見直し、改訂する。
- 9 その他、以下の行為については生徒指導の対象となる場合がある。
 - (1) SNS の不適切利用（著作権・肖像権侵害、端末の不正利用や情報漏えい、誹謗中傷、不正アクセス行為など）
 - (2) 学習に直接関係のない行為（授業時間中や自習時間中のゲームや動画視聴、学習に関連しないアプリの使用など）